

初-④

狩猟者用マニュアル

- 1 捕獲個体を搬入したいジビエ処理施設に電話連絡してください。
- 2 「受け入れ可能」の場合は、ジビエ処理施設へ個体を持ち込んでください。
- 3 処理施設確認者に、1頭目（1回目）か、2頭目（2回目）か伝えてください。

==== 1頭目（1回目）の場合 =====

- 1 1頭目（1回目）の場合、県の報償費は、お支払いいたしません。
個体をどうするか、処理施設確認者と相談してください。
※ ジビエ利用不可の場合は、処理施設では受け取りませんので、お持ち帰りください。
- 2 処理施設の希望や、捕獲時の注意点等を聞き、次回の捕獲に活用してください。
- 3 次の書類を受領してください。
初-① 『1頭目（1回目）確認票』（日付とサインの記入があるか確認）
初-② 『誓約書』
初-③ 『口座振込支払依頼書』
初-④ 『狩猟者用マニュアル』

— 終了 —

==== 2頭目（2回目）以降の場合 =====

- 1 2頭目（2回目）以降の場合、「1頭目（1回目）確認票」を処理施設確認者に提示してください。
 - 2 個体のジビエ利用の可・否の判断を受けてください。
 - 3 処理施設の希望や、捕獲時の注意点等を聞き、次回の捕獲に活用してください。
- ◎ ジビエ利用不可の場合は、処理施設では受け取りませんので、お持ち帰りください。
- ◎ ジビエ利用可の場合は、次の手続きを行ってください。
- 1 個体と処理施設確認者を一緒に、写真を撮影してください。
※ 個体は右向きに写るようにしてください。
※ 尾が写るようにしてください。

裏面に続きます

- 2 次の書類を受領してください
- A 『捕獲個体搬入確認票』（処理施設確認者のサインがあることを確認）
 - B 『捕獲月報』
 - C 『個体確認票』にサインし、処理施設確認者へお渡しください。
- 3 個体を引き渡し、お帰りください。
- 4 翌月の15日までに（3月の場合は、3月15日までに）、次の書類を山梨県自然共生推進課へ持参または郵送等により提出してください。

- 初-② 『誓約書』（初回のみ）
- 初-③ 『口座振込支払依頼書』（初回のみ）
- A 『捕獲個体搬入確認票』 写真を添付
- B 『捕獲月報』

◎提出が遅れた場合は、お支払いできない場合がございますので、ご注意願います。

※ 『1頭目（1回目）確認票』を処理施設確認者に提示していない場合は、『1頭目（1回目）確認票』のコピーを提出してください。

内容を確認し、適正であれば、報償費を口座に振り込みます。

- 5 確定申告が必要となる場合がございます。

【支払条件】

- 山梨県内で狩猟者登録をした狩猟者で、山梨県が定める誓約書に記入・提出いただける方が、狩猟により捕獲したニホンジカの個体
- 事前にジビエ処理施設に連絡し、個体の状態等を伝え、搬入の可否を確認
- 処理施設への1回目の搬入は1頭とし、狩猟者とジビエ処理施設が、受け入れ条件について確認する機会とすることから、2頭目以降が支払いの対象
- ジビエ処理施設がジビエ利用として受け入れを認めた場合
(認められなかった個体は、狩猟者が持ち帰り、処分)
- 止め刺しを行ってから、2時間以内に搬入した場合
- × 個体の一部が切り取られている個体は対象外
- × スプレーによるマーキングのある個体や、尻尾のない個体は対象外
- × 許可捕獲（管理捕獲や有害捕獲）などで捕獲した個体は対象外

◎お問い合わせ・書類提出先

400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課自然保護担当
電話 055-223-1520
FAX 055-223-1781